

【参考 2】

「市民後見推進自治体研修会」において、家庭局が地方自治体等の担当者に対して説明した事項の要旨は、以下のとおりである。

1 後見人が足りなくなる？ ～家庭裁判所が市町村に期待すること～

本日の研修会では、後見人を選任する際の選択肢が増える、つまり、親族や弁護士等の専門職以外にも、地域で認知症等の御本人を支えていただける一般市民の方に後見人の業務をお願いできる環境が整えられるということは家庭裁判所にとって歓迎すべきことであり、家庭裁判所としては、市民後見人を選任したくないという考えは持っていないということをお伝えしたいと思います。後見人のなり手を確保するという事は、家庭裁判所にとって大きな課題になりつつあり、その意味で、家庭裁判所は、市民後見人を養成する中核的な役割を担う市町村に大きな期待を持っております。もともと、後に述べるように、各地の家庭裁判所には、市民後見人を選任することには不安があることも事実であろうと思います。家庭裁判所としましては、市民後見人を養成する中核的な役割を担う市町村には、養成後のバックアップも含めて、態勢を整備していただくことに大きな期待を持っているところです。

まず、なぜ後見人のなり手を確保することが家庭裁判所の課題になっているのかについて御説明したいと思います。平成12年に成年後見制度がスタートして以来、この制度を利用される方は年々増え続けています。関係12府省庁が共同で策定した新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）によれば、平成24年における認知症有病者数は約462万人、平成37年には約700万人にもなると推計されており、現在の利用率のまま推移するとしても、同年の制度利用者は30万人近くになることが考えられます。また、今後、政府の取組等により制度の利用率が上昇すれば、利用者数は更に増加することになります。裁判所として

は、利用者の数だけ後見人として御本人を保護していただける方を確保しなければなりませんから、後見人のなり手をいかに確保しておくかという点は、大きな課題になりつつあります。

後見人のなり手としましては、制度導入当初は親族の方が多くを占めていました。家族の問題は家族が引き受けるといった意識や、三世帯同居といった生活環境がこれを容易にしていたのではないかと思います。しかしながら、多様化する家族形態や財産管理の困難さなどもあって、家族が後見人として御本人を支えることができる事案は年々減少しており、平成26年の1年間で後見人等として選任された方のうち、親族は約35%にとどまっております。親族を選任することが難しい事案において後見人として選任されているのは弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職の方であり、平成26年の1年間で後見人として選任された方のうち、この三職種が56%程度を占めている状況です。このように、近年は、専門職の方々が後見人として成年後見制度を担っている状況といえますが、これらの方々が無限にいるわけではありません。先ほどお話ししたように、制度利用者が増加し続けることを考えれば、近い将来、専門職の方以外にも、後見人として後見制度を支えていただける人材が必要になることは確実であるといえましょう。

そこで、親族や専門職以外で後見人のなり手として成年後見制度を支える人材が必要になってきますが、なぜ「市民」がそのなり手として期待されているのでしょうか。地域の方を地域の方が支えるということ自体に価値があるといった社会の在り方に関する議論については私が評価を述べる立場にはありませんが、御本人を支えるために最も適切な方を後見人として選任するという家庭裁判所の職責という観点からお話しさせていただければ、市民後見人は、御本人に身近な存在として、御本人の意思をより丁寧に聞きながら後見事務を進めていくことができるという強みがあるのではないかと考えています。また、平成23年に統計を取り始めて以来、平成26年までに約590件の事件に市民後見人が選任されて

いますが、現在までに横領等の不正行為に及んだとの報告を受けたことはありません。市民後見人が高い意欲と倫理観をもって後見事務に臨まれていることの表れではないかと考えており、心強く感じているところです。

2 市民後見人を養成した後は？ ～選任後のバックアップ態勢の必要性～

既に市民後見人の養成に熱心に取り組まれている方の中には、「では、なぜ家庭裁判所は市民後見人を多く選任しないのか」という疑問を持たれる方もいらっしゃるのではないかと思います。確かに、市民後見人養成講座を受講された方の数に比べれば、実際に選任された市民後見人の数は限られているという現状にあります。その理由については、各地の実情に応じて色々であろうとは思いますが、大きな理由として、市民後見人として選任された後の養成機関によるバックアップ態勢に裁判官が不安を抱いているケースが少なくないということがあるのではないかと感じています。

先ほどお話ししたように、市民後見人には、御本人と同じ地域で生活されているからこそそのきめ細かい対応が期待できるという強みがあると考えています。他方で、後見人は、御本人の利益を確保するために、幅広い権限を有しています。御本人の預貯金を引き下ろすことはもちろんのこと、有価証券を売却したり、不動産を売却したりすることもできます。いくら養成講座を受講したとはいえ、市民後見人の方は他人の財産を管理したことも、他人の介護プランの作成に関与した経験もない方がほとんどです。裁判官が、実際に後見事務を経験したことがない方に、判断能力を欠いている御本人を保護する役割を最初から全てお任せするという判断ができるかという点、やはり、その点には不安を感じる場合も多いのではないのでしょうか。そのような不安が解消されなければ、裁判官は市民後見人ではなく弁護士や社会福祉士といった知識も経験も豊富な専門職を後見人に選任しようとするのはやむを得ないのではないかと思います。経験のない方でも、後見事務を進めていく中で何か困ったことがあれば、養成講座を受講した社会福祉協議会等に気軽に相談したり、アドバイスを受けられる、そういったバックア

バックアップ態勢があれば、裁判官としても安心できる場所があるのではないのでしょうか。実際に、市民後見人の選任が進んでいる地域においては、養成機関によるバックアップ態勢が整備され、裁判官としても安心して市民後見人を選任できる環境が整っているようです。

養成機関によるバックアップの方法は、色々な方法があるのではないかと思います。各地での取組を聞いていますと、例えば、①最初から市民を後見人として事務にあたらせるのは負担が大きいとして、社協等が法人として後見人に就任し、市民には、そのスタッフとして後見事務を担当してもらおうといった方法や、②市民が後見人として選任される際には、社協等が後見監督人等になり、後見人のアドバイザーとして二人三脚で後見事務を進めていくといった方法で、後見人の負担を重いものとせず、家庭裁判所の不安を解消しているようです。

「市民後見人」として市民が一人で後見事務を行うという形態のみならず、社協等の法人のスタッフや、あるいは後見監督人等のアドバイスを受けながら、実質的に後見事務に関与していただける方が地域の中にいるということが、後見人の担い手を増やすという意味で、家庭裁判所にとって意味のあることだと考えています。市民後見人を養成される自治体の方々におかれても、市民が後見事務に関与するに当たっては多様な関与形態があるということを念頭に置きながら、養成のプログラムのみならず、養成後のバックアップ態勢についても、御検討いただければ幸いです。

もちろん、今お話しした以外にも、各地の家庭裁判所は、その置かれている状況に応じて、市民後見人の選任に不安を感じているところもあろうかと思えます。その不安は、もしかすると、情報不足から行政側の取組を誤解しているケースもあるかもしれません。後見人を選任するのは家庭裁判所の裁判官ですから、市民後見人の選任数を伸ばしていくためには、市民後見人を養成する行政側と、これを選任する家庭裁判所の相互理解が欠かせないと思えます。

3 家庭裁判所の立場に御理解を ～司法機関であることの意義と限界～

行政側と家庭裁判所が相互理解を深めていくには、お互いが胸襟を開いて問題意識を伝え合うことができる、そんな環境、場が必要になると思います。そのような意見交換の場を設定すること自体は何の問題もなく、むしろ望ましいものと思っていますが、その際に、司法機関という家庭裁判所の特性から、行政機関同士の意見交換のようにはいかないと感じられる場面もあろうかと思っています。

○ 意見交換の場への配慮

まず、意見交換の場として、例えば、家庭裁判所が「市民後見推進会議」などといった、行政機関の施策の在り方等について意思決定を行うような会議のメンバーとして関与することは、裁判所の中立性という観点から困難であるということをお理解いただければと思います。裁判所は司法機関として、立法・行政から独立し、中立性を維持する責務があります。市民後見人の活用に関心がないからではなく、中立性の要請から参加することができない場面があるということをお分かりいただければと思います。

もっとも、例えば、そのような施策の在り方を検討する会議等においても、中立性に配慮しつつ、オブザーバーとして参加し、裁判所の実情等を説明することはできる場合もあろうかと思っています。また、それとは別に、行政機関と家庭裁判所が市民後見人の選任等に関する運用についての意見交換会を行うといった、裁判所による運用の改善等を目的とした実務的な意見交換の場を設けることは可能であろうと思いますし、現にそのような意見交換の場を持っている地方自治体もあるように聞いています。そのような意見交換の場を持っているところでは、市民後見人の選任が進んでいるようです。

最高裁判所家庭局としましても、全国の家庭裁判所に対して、行政側から協議会の出席や意見交換会の開催などについてお話があった際には、中立性に配慮しつつ、前向きに検討するように伝えていきます。市民後見人の養成に取り組まれている地方自治体におかれては、必要に応じて、各地の家庭裁判所と意見交換の場を持っていただければと思います。

もっとも、家庭裁判所が管内の全ての市町村と個別に協議を行うことは、あまり効率のよい方法であるとはいいがたいと思います。例えば、都道府県と協力して家庭裁判所と意見交換をしたり、近隣の市町村とともに協議会を開催したりするなどといった方法で、効果的な意見交換ができるよう御配慮いただければありがたいと思います。

○ 意見交換事項への配慮

次に、行政機関と家庭裁判所が意見交換の場を持つとしても、やはり司法機関としての特性から、行政機関からの御質問に正面からお答えできない場合も少なくありません。

例えば、「どのような基準を満たせば市民後見人が選任されるのか教えてほしい」といった質問が寄せられることがあります。そのような御質問の背景にある問題意識は理解できるところです。しかしながら、個別の事件において最もふさわしい後見人は誰なのかという点は各裁判官の判断になります。裁判官は、御承知のとおり、自己の良心に従って独立して判断することが憲法上保障されており、他者がこの判断に介入し、裁判官の意に反した決定をさせることはできません。したがって、組織としての家庭裁判所が、ある基準を満たせば自動的に市民後見人が選任されるといった意味での基準を事前にお示しすることはできません。もっとも、市民後見人が選任されるか全く予想できないということでは市民後見人を養成する行政側として困難を生じさせることも理解できます。例えば、家庭裁判所としては、裁判官が市民後見人の選任に当たって重視する要素といった、ある程度抽象的なものであれば、御説明できる部分もあろうかと思います。

そのような前提でお聞きいただければと思いますが、市民後見人が選任されている事案としては、財産管理の観点からも身上監護の観点からも大きな課題がないと考えられる事案であって、後見業務を的確に遂行できる親族がいない案件が多いのではないかと考えています。まず、財産管理が複雑困難である事案については弁護士や司法書士を選任するケースが多いでしょうし、在宅介護か施設入所か

など、身上監護の面での課題があるような事案では、社会福祉士の関与といったことも検討することになるかと思えます。また、課題の少ない事案であっても、親族が後見業務を的確に遂行できるのであれば、親族が御本人の意向等を踏まえたきめ細やかな後見業務が期待できるので、親族が後見人に選任されることになろうかと思えます。親族がいなかったり、いたとしても遠方で生活していたり、あるいは同居親族も高齢であったりするケースにおいては、親族が的確な後見業務を遂行することを期待できない場合もあろうかと思えます。市町村長が申し立てられる事案の中にも、後見開始の申立てを行う親族がないという事案もあると思えますが、そのような事案のうち、高齢者虐待事案といった深刻な案件ではなく、独居の高齢者で十分な支援が受けられていないといった事案で、専門的な知見を要する課題が見当たらないケースについては、市民後見人を選任することが相当であると考えられる事案もあるのではないかと思えます。

もちろん、実際の事案において、専門職による対応が必要なケースなのか否かといった判断については、行政側のお考えと裁判官の判断とが異なるケースも当然出てくると思えます。そのような結論の相違を完全に埋めることは困難ではありますが、行政側と家庭裁判所が意見交換を重ねることで、市民後見人の選任が相当であると考えられるケースのイメージを共有することができるのではないかと思えます。

同様に、「市民後見人への報酬はいくらになるのか」といった御質問を受けることもあります。しかし、報酬の有無や金額についても、法律上、裁判官の判断事項となっていますので、統一的な基準を事前にお示しすることはできません。大まかな「めやす」といったレベルであれば公表している家庭裁判所はありますし、意見交換をすることは可能であろうと思えますが、この点も、司法機関であることからくる限界を御理解いただきながら意見交換していただきますようお願いいたします。

他方、家庭裁判所側も行政機関の問題意識や意思決定プロセス等についての理

解不足から、みなさまから見るとその意図が理解しにくい質問を投げかけてしまうこともあるかもしれません。しかし、お互いがお互いの立場を理解しなければ、成年後見制度という枠組みの中で地域の資源を有効に活用することはできないと思いますので、家庭裁判所からのそのような質問があったとしても、相互理解を深めるという姿勢を持って、お付き合いいただければありがたいと考えています。

4 終わりに

家庭裁判所からみると、親族や市区町村長の申立てを受けて、初めて支援を必要とする御本人の存在を知り、御本人の状況等を踏まえて、適切な後見人を選任することで、御本人の権利擁護を図っていくことになります。もっとも、当然のことですが、御本人は、交通事故等で判断能力を喪失したような方を除けば、多くの方は徐々に能力が低下し、様々な社会福祉サービス等の行政的支援を受けつつ、成年後見制度の利用を御検討されるというケースが多いのではないかと思います。

家庭裁判所としましては、成年後見制度を利用したからといって、今までに受けてきた社会福祉サービスを前提とした御本人の生活環境が激変するようなことがあってはならないと考えていますので、その点では福祉行政との連携、相互理解が不可欠であると考えています。

行政機関からみると、家庭裁判所は日常的には接点のない、敷居の高い存在として感じられているのではないかと思います。しかしながら、みなさまの取組は、最高裁判所家庭局はもちろん、全国の家庭裁判所が注視し、期待しておりますので、私の話がみなさまの取組に少しでも寄与するところがあれば、大変うれしく思います。